

令和6年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 （26人）

農業委員

1番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	4番	田村静伸	委員
5番	福井章人	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	室山恵美	委員
8番	吉村年明	委員	9番	山下賢一	委員	10番	筏津純一	委員
11番	堀川理恵	委員	12番	數馬 豊	委員	13番	鐵本達夫	委員
14番	美田俊一	委員	15番	衣笠健一郎	委員	16番	松本幸男	委員
18番	原田明宏	委員	19番	早田博之	委員			

農地利用最適化推進委員

福井満寿美	委員	山脇賢治	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
秋山美香	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
山下洋一郎	委員						

4 欠席委員 （2人）

会長2番 山脇 優 委員 17番 河野正人 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長職務代理あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 所有者等を確知することができない農地の公示について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局

ただ今より、令和6年度第5回農業委員会会議を開会いたします。初めに通常であれば山協会長よりごあいさつということになりますけれども、本日は農業委員会規程の第3条に基づきまして、会長に事故あるときあらかじめ選挙して定められた委員、いわゆる会長職務代理者でございます藤井会長職務代理にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長職務代理あいさつ

6 番

(会長職務代理あいさつ)

※ 議長選出

事務局

この後は農業委員会会議規則第3条により会長が議長となりとありますが、これも藤井職務代理にお願いし会議を進行していただきます。藤井職務代理、よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

6 番

それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

6 番

それでは指名をさせていただきます。12番 数馬委員、13番 鐵本委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

6 番

2番 山協会長、17番 河野委員が欠席。8番 吉村委員と15番 衣笠委員は遅刻ということで連絡が入っております。

(4) 連絡・報告事項

6 番

それでは(4)連絡報告事項、事務局長から農業委員会会議報告及び予定事項をお願いします。

事務局

令和6年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

6 番

それでは農業に関する相談会について、2件あったということで報告をお願いします。塚根委員。

塚根推進委員

推進委員の塚根です。17日に2件の相談がありました。1件目の相談者は〇〇の〇〇〇さん。今年の春に〇〇〇を亡くされて、今後の管理をどうすれば良いかという相談でございました。農地は〇〇地区です。口頭で、そういうことであればあっせんの申出書を出してくださいということで回答しております。2件目は〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで、今年に入ってから体調をくずして農地を全部管理するのは難しいということで、来年は小さい面積の農地だけ耕作する予定なので面積の大きい農地だけ誰かに耕作して欲しいという相談でした。これ

も1件目の方と同じようにあっせんの申出を出してくださいということで伝えましたが、そのときには後日出されるということでした。以上です。

6番 何かご意見ございませんか。後でまた出てきますのでそのときにまたよろしくをお願いします。

(5) 議 事

6番 続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページ記載のとおり1件の申請がございます。贈与による所有権移転でございます。親族等の関係はございません。

続きまして議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページに記載のとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇地内における17区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。なお、3,000㎡以上の転用計画でありますので本会議の審議の後、県農業会議に意見聴取を求めた上で県に進達する案件となります。番号2は〇〇〇〇〇〇地内における5区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は〇〇集落の中にあります小集団の生産力の低い農地で、農地区分は第2種農地になります。許可根拠につきましては代替地がないということです。

次に議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案の6ページから8ページまで合計11件の申請が出ています。6月に本市の農業振興地域整備計画の全体見直しなどの変更がございまして、農振除外等あった農地について申請があったということで申請数が増加したものと考えております。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案11ページから16ページ記載のとおり14件の利用権設定と、議案17ページから20ページのとおり4件の所有権移転の申出がございます。

続いて議案第27号 所有者等を確知することができない農地の公示についてですが、議案25ページ記載のとおり公示して良いか意見を求めるものでございます。

議案第28号 農用地利用集積等促進計画については議案29ページから30ページ記載のとおり31件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

6番 それでは議案1ページ、議案第23号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 はい、ありがとうございます。挙手多数で異議なしと認めます。議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については承認いたします。

議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 番 議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前 9 時 3 0 分より当番委員であります早田委員、秋山委員、内川局長、岩田主任と私の 5 人で現地の調査に行っておりますので、代表して秋山委員より報告をお願いいたします。

秋山推進委員 報告させていただきます。1 番の〇〇〇〇〇〇ですが本日までに草刈りを指示していましたが、一部しか刈られていませんでした。転用事業者に連絡したところ月曜日中に草刈りを終わらせるということでしたので、火曜日朝一に事務局に確認してもらい終わっていれば認めることとしてはどうかと考えています。2 番、3 番は問題ないことを確認しました。

6 番 ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 ないようですので挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 はい、ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については承認いたします。

議案第 2 5 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

6 番 続きまして議案第 2 5 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても本日午前 9 時 3 0 分より当番委員であります早田委員、秋山委員、内川局長、岩田主任と私の 5 人で現地の調査に行っていました。代表して秋山委員より報告をお願いいたします。

秋山推進委員 1 番から 1 1 番まで問題ないことを確認しました。以上です。

6 番 ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 それでは挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 举手)

6 番 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第 25 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については承認いたします。

議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について

6 番 続きまして議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 15 ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は70,503㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11 ページから16 ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、16ページの申請番号13番と14番記載の土地改良区賦課金は久米ヶ原土地改良区ですけれども、10アールあたり4,850円です。

続きまして１７ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の１筆２，７２６㎡の畑でございます。対価は４０８，９００円、１０アールあたりですと１５０，０００円でございます。

続きまして18ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1、978㎡の畑でございます。対価は300、000円、10アールあたりですと151、669円でございます。

続きまして19ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の5筆5、428㎡の畑でございます。対価は50,000円、10アールあたりですと9,211円でございます。

続きまして20ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆2、288㎡の水田でございます。対価は200,000円、10アールあたりですと87,413円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、21ページから22ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、23ページ記載のとおりでございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 ただ今議案第 26 号について事務局より説明がございました。議案に対する
質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 举手)

6番 はい、ありがとうございます。挙手多数ということで議案第26号 農用地利用集積計画の決定については承認いたします。

議案第 27 号 所有者等を確認することができない農地の公示について

6 番 続きまして議案第 27 号 所有者等を確認することができない農地の公示について、委員の皆さんにお諮りします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号 所有者等を確認することができない農地の公示についてのご説明でございます。この取り扱いにつきましてはちょうど先々月6月の議案でも取り扱いましたけれども、今回倉吉で3例目となります。今回は制度概要の1枚物のカラーの紙は添付しておりませんので、概要については2ヶ月前の紙をご覧くださいと思います。

今回取り扱う農地につきましては25ページ中ほどに農地の所在等がござい
ます。倉吉市〇〇〇〇〇の〇〇〇番の田、2, 651㎡一筆でござい
ます。これまでと同様、昨年まで利用権設定されていた農地なんですけども、設定期間
内に土地所有者であります〇〇〇〇〇さんが亡くなられて、地権者の確認が必要
になった、というものでございます。26ページに相続関係図を添付して
おりますのでご覧いただければと思います。中ほどに〇〇〇〇〇さん、令和5年
の1月に亡くなられました。農業委員会の探索範囲は配偶者及び子となります。
ご主人は随分前に、平成8年に亡くなられておりまして、探索範囲が子という
ことになるんですけれども、娘さんがいらっしゃって、〇〇〇さんが死亡して
1ヶ月ぐらいで3人とも相続放棄されていることが確認されています。農業委
員会の探索範囲としましては誰もいらっしゃらないということで、この度の取
り扱いを行ったものでございます。

ただし〇〇〇さんにご兄弟がいらっしゃる様で、弟、妹と書いてございますけれども、今回の農地以外にも15筆ほど農地がございますので、娘さんが相続放棄されたことで次に兄弟さんに相続権が移るので、こちらのほうはうちの職務ではございませんが税務課のほうでそうした形で通知をしておりますので、いずれ何かしらの相続等がされることは期待したいということでございます。ここで少し違和感は生じるんですけれども。農地が元々は先祖代々〇〇家の土地ということになるんですけれども、一旦、奥さんに相続登記されていますので〇〇家からはちょっと離れて奥さんのほうの家の関係に相続権が行くということになります。

前回同様２ヶ月の公示を経て、知事の裁定をいただきながら鳥取県農業農村担い手育成機構を介しまして、この度は〇〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作するという予定でございます。

6月にですね〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇案件があったかと思います。もうちょっ

としたら2ヶ月になりますので、公示期間が終わります。今後ですねその件につきましては知事裁定に向けて、農業農村担い手育成機構のほうに農地法第41条第1項に基づく通知をする予定となっております。以上です。

6 番 ただ今議案第27号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 はい、ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、議案第27号 所有者等を確知することができない農地の公示については承認といたします。

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について

6 番 続きまして議案第28号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい29ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、29ページの番号1番から30ページの番号31番まで、合計で51,207㎡の水田、畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

6 番 ただ今議案第28号について事務局より説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございました。挙手多数ということで議案第28号 農用地利用集積等促進計画については承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

6 番 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局

はい、２ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は４件ありました。１番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、今回の農業に関する相談会での相談があった件で、相談者が所有者の〇である〇〇〇さんで〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の畑、水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

4 ページ、2 番目も今回の農業に関する相談会での相談があった件で、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

5 ページ、3 番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇、〇〇の水田であります。
相談内容は売買ということであります。

7 ページ、4 番目は相談者が〇〇〇さんで〇〇の畑であります。相談内容は賃貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

6 番

1 番の〇〇〇さんの分ですけど、場所は〇〇〇と〇〇〇の田んぼですけどどなたに、鐵本さんお願いできますか。

13番

〇〇〇はいいけど、〇〇〇は。

6 番

〇〇〇は多分小学校の上のほうの。

13番

私と一緒に。

6 番

一緒にお願いします。

13番

はい。

6 番

すみません。2番の〇〇〇〇さんの分で、場所は〇〇、どなたか。

16番

〇〇だけな、なら2人で。

6 番

それでは松本委員と秋山委員にお願いします。3番の〇〇さんの分です、〇〇〇。小谷委員さん、数馬委員さん、山下委員さんお願いします。4番の〇〇〇さんの件。

3 番

はい。

6 番

はい、じゃあこんなんは船越委員にお願いします。以上です。

それでは農地のあっせん活動の状況について報告をお願いします。1番、相談者〇〇さんの分ですけれども、衣笠委員をお願いします。

15番

15番 衣笠です。相談者〇〇〇〇さんの田んぼ3筆ですが、現状一番上の548㎡については草刈り等がされていて、管理はされています。下の2筆については〇〇〇〇〇〇の〇〇が耕作されているみたいで、それでその人が高齢なため今年いっぱい田んぼを返したい、と。それで使用貸借ってなっ

ますが、現状〇〇〇地区で借り手も少ないし取付け道路についても軽トラが通れるかなというような道です。返事としましては、とりあえず〇〇〇〇〇〇〇〇とかに相談してもらって耕作してもらえるか確認してください、ということをお願いしました。以上です。

6 番 はい、ありがとうございました。2番の〇〇さんの分を船越委員お願いします。

3 番 3番 船越です。〇〇〇は田となっておりますが、現状使っておられる状況は畑です。柿とか栗とか植わってますし、水田にするには両側が畑と果樹園なのでなりません。なら畑のまま使うということにすると、ここは排水溝がなくてちょっと雨が降ると水が溜まってしまうということで畑は無理ということで。耕作者はないですよとお伝えしたところ、本人さんが草刈り等の管理はされるということでした。〇〇〇の〇〇〇ー〇は〇〇〇〇が引き受けられます。以上です。

6 番 ありがとうございます。3番の〇〇〇〇さんの分ですけれども、鐵本委員さんお願いします。

1 3 番 はい、1 3 番 鐵本です。ちょうど稲は終わってしまった時期のあっせんなので、今は近くの方が耕作はなくて管理をしておられるということです。来年のことにならないと稲を植える植えんってことが出てこないと思うので、その方を訪ねて行ってできるかどうかの確認と、いよいよ個人ではなかなかということになれば管理組合のほうで管理してくれないか話してみようと思っています。今のところ、わかりましたすぐ耕作しますよという人はまだないです。

6 番 ありがとうございます。それでは続いて、農地パトロールの出発式についてということでお願いします。

事務局 はい、続きまして（3）農地パトロールの出発式でございます。資料に沿いながら説明していきたいと思えます。

まず農地パトロールの出発式ですけれども、記載のとおり8月23日9時からこの会場です。今日、通知文は緑の封筒に入れさせてもらってますのでご確認ください。本来なら8月会議終了後に、通知文等を発送する予定にしておりますが、今回は効率性を考えて配布しました。昼食は事務局で準備します。通知文に、帽子は各自持参と記載しております。自分の帽子ではなくこの農業委員会の帽子でお願いいたします。腕章等は事務局で準備しますのでよろしくお願いします。

資料のほうは9ページをお願いします。農地パトロールの実施要領ということで記載しておりますので、端折りながら説明をさせていただきます。1番のねらいというところは各自でお読みいただければと思っております。5番の調査内容としましては、これまで把握している農地の状況の変化を確認するとともに、その他の地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録して返却していただくという内容になります。

10ページには荒廃農地の定義ということで記載しておりますので、各自読んでいただければと思えます。中段に荒廃農地の区分の判断ということで、令

和2年度まではA分類で再生利用が可能な荒廃農地とB分類で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。A分類の方は※印しておりますけれども作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断する農地はA分類には該当しないということですのでお願いします。あとB分類は森林の様相を呈しているなど、農地に復元しても継続して利用することができないと判断すればB分類となっております。これは令和2年度までの分類でございました。

それが11ページになりますが、令和3年度以降遊休農地の見直しについてということで記載しております。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」ということと、農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールとして実施していたんですけれども、令和3年度から統合されて実施しているということになります。

統合を整理した書類は12ページと13ページの表の方で記載しております。私がお話したいのは昨年同様にはなるんですけれどもA分類、B分類さきほど10ページのところで説明させてもらったんですけれども、変更になりましたA分類はこの11ページの2のところですね1号遊休農地スモールaと1号遊休農地スモールbの2つに分かれたということです。あとはB分類は再生利用が困難な農地というふうに呼び方が変わってきているということになります。

12ページは令和2年度までの表と下の方が令和3年度からの表で、今説明した緑色になっている1号遊休農地スモールaと黄色になっている1号遊休農地スモールbに分かれています。あとB分類は再生利用が困難な農地という表現に変わっているということになります。13ページに重複するところがあるので省略させていただきます。

23日に農地パトロールを実施しますけれども、昨年同様に実施したいと思っておりますので、今説明したことを認識していただけていただければと思います。昨年の成果の方も当日配布しますけれども、A分類のスモールaとかスモールbとかを一筆一筆表記させてもらっていますので、確認しながらまわっていただければと思います。

今年は現時点で考えていますのは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですね、新しく耕作者が見つかったところは問題ないと思っているんですけれども、耕作者が見つからないところは今回農地パトロールのなかでまわっていただきたいと思いますと考えております。23日当日に表のほうを入れておきますので、該当地区の方は気にしておいていただければと思います。現時点で社と北谷、高城と関金の南谷となります。最後に14ページで実施体制ということで11班に分かれてそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

6番

それでは(4)その他、事務局よりお願いします。

事務局

令和6年度近県視察研修ということで記載しております。真庭あぐりガーデンの視察を予定しております。今日が出欠の締め切りとなっておりますので、まだ提出のない方は本日中に事務局のほうに教えていただければと思います。9時に宮川町の観光駐車場から出発ということと、JAの大鴨支所に停まるので小谷委員が乗車ですね。9時20分に市役所の関金庁舎でこちらも乗車予定を確認したいと思います。山下委員、職務代理、筏津委員ですね、とりあえずこちらからは以上です。

6 番 その他、ありませんか。

(なしの声)

6 番 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後 2 時 30 分 閉 会 —